

「嵐山国有林の取扱に関する意見交換会」
第1回会合

〔参考資料〕

日 時：平成21年6月12日（金）10：00～
場 所：天龍寺 友雲庵

(目次)

1 . 嵐山国有林における風致施業の歴史	-----	1
2 . 嵐山国有林の施業方針	-----	3
・ 昭和六年度 嵐山風致林施業計画書 (概要)	-----	4
・ 「京都市近郊国有林野の取扱いについて」(昭和57年3月) における嵐山国有林の取扱方針	-----	5
・ 「世界文化遺産貢献の森林(京都市内の国有林)」設定方針 (平成13年8月設定、平成20年1月改定)	-----	8
3 . 関係法令条文		
・ 森林法	-----	11
・ 森林法施行規則	-----	12
・ 文化財保護法	-----	14
・ 文化財保護法施行令	-----	16
・ 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変 更等の許可申請等に関する規則	-----	19
・ 都市計画法	-----	22
・ 風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に關す る基準を定める政令	-----	23
・ 京都市風致地区条例	-----	26
・ 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法	-----	28
・ 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法施行令	-----	30

1 . 嵐山国有林における風致施業の歴史

嵐山国有林における風致施業の歴史

年代	施業内容
13世紀末	亀山上皇が吉野からサクラ数百株を移植。その後、天龍寺の開祖である夢窓国師が吉野からヤマザクラ数千本を移植。
1680年頃	枯松、枯桜の処分、「松洗い」(局所的なマツの皆伐)を実施。
1740年(元文5年)	サクラの減少が目立つので多数植栽。
1754年(宝暦4年)	中腹以下の風致的に重要な箇所にもマツを植栽。
1801年(寛政13年)	嵐山山麓にサクラ植栽。
1811年(文化8年)	嵐山のところどころにマツ苗植栽。
1815年(文政元年)	樹木の減少が目立つのでマツを植栽。
1846年(弘化3年)	大風のため大木200本が倒れる。
1850年(嘉永3年)	大風のため160本が倒れる。マツ苗400本、サクラ苗150本を植栽。
1854年(嘉永7年)	その後も以前の景観に戻らないことから、役所から天龍寺に対して、嵐山の取り扱いについて通達書を発出。
1871年(明治4年)	社寺上地処分により、国有林となる。
1883年(明治16年)	久邇宮、岩倉具視、井上馨等200名がサクラ、カエデ、マツ5834本を寄付。
1916年(大正5年)	風致保安林に指定。
1918年(大正7年)	暴風雨により、マツ、スギ、ヒノキ、サクラ、カエデ等600～700本が倒れる。
1920年(大正9年)	ヤマザクラ400本、カエデ100本を植栽。
1921年(大正10年)	砂防指定地に指定。
1923年(大正12年)	ヤマザクラ100本を植栽。
1927年(昭和2年)	史跡名勝「嵐山峡」に指定。
1928年(昭和3年)	中腹のアカマツが減少したことから、アカマツ大苗30本、クロマツ大苗10本を植栽。
1930年(昭和5年)	京都風致特別地区(都市計画法)に指定。
1931年(昭和6年)	中腹以下でアカマツが衰退して、広葉樹林化のきざしがあることから、大阪営林局が「嵐山風致施業計画」を樹立。
1938～1940年 (昭和13～15年)	局部的に市松式に区画画伐を実施。アカマツ、サクラを植栽。
1941年(昭和16年)	太平洋戦争により施業中断。
1953年(昭和28年)	台風13号により、アカマツ、サクラ、カエデ、ケヤキ等3,000本が倒れる。
1954年(昭和29年)	風倒木跡地にアカマツ、サクラを植栽。
1958年(昭和33年)	鳥獣保護区に指定。
1960年代以降	松食い虫被害が顕著となる。
1966年(昭和41年)	歴史的風土特別保存地区に指定。
1976年(昭和51年)	ケヤキにヤノナミガタチビタムシによる被害が発生。
1981年(昭和56年)	「嵐山国有林における風致防災対策懇談会」を開催。
1982年(昭和57年)	地域施業計画樹立に当たり、「京都市近郊国有林野の取扱いについて」を策定。
	嵐山保勝会との共催による「嵐山植林育樹の日」を開始。
1990年(平成2年)	「嵐山植林育樹の日」に際して、択伐による伐開を開始。

資料:「嵐山国有林の防災・風致対策について」(京都営林署、昭和57年3月)

2 . 嵐山国有林の施業方針

昭和六年度 嵐山風致林施業計画書 (概要)

1. 基本方針

嵐山風致の核心を成す中腹以下の広葉樹は、人手による風致的取扱によって成立したものである。このような林相は一時的なものであり、このまま放置すれば、本来の植生に復帰することになりかねない。

嵐山は、マツとサクラが青い流れに映ずるのが本来の嵐山である。但し、北向の急斜面にアカマツやヤマザクラを仕立てることは、風致保全の観点から大きな伐開箇所をつくることが出来ないため、極めて困難である。

大正時代にヤマザクラを植栽したが、ほとんど失敗している。これは実行にあたって、尾根、谷筋の区別なく、また積極的に伐開せず、自然に疎開したところに随時選んで行った結果である。従って、立地条件を十分見極めて、最適地を選ぶと同時に、相当程度の伐開を行わなければならない。

2. 区域別施業方法

(1) アカマツ、ヤマザクラ画伐区域(23.71ha)(主に斜面上)

北向き陰阻地のため、陽生のアカマツ、ヤマザクラについて、普通の択伐を行うことは出来ない。従って、風致を害しない程度に樹高の2~3倍を一辺とする画伐(一辺の長さ50mを標準とする)を行うこととして、アカマツ、ヤマザクラを1:2の割合で植栽する。植栽に当たっては、5年以上の大苗を使う。

(2) アカマツ画伐区域(19.54ha)(主に尾根上)

風致的関係は少ないが、従来20m内外の伐開面では更新が不十分であるので、(1)に準じて、樹高の2~3倍での伐開を行い、アカマツの天然更新を図る。また、林床下部に侵入した広葉樹を除去して、アカマツ林の成立を助ける。

(3) スギ、ヒノキ択伐区域(4.99ha)(主に西端)

ha当たり300立方の蓄積を有しているスギ、ヒノキの植栽箇所について、20%の択伐を行い、その後にスギ、ヒノキを補植して、複層林を造成する。

(4) カエデ、ケヤキ、アラカシ択伐区域(10.97ha)

ha当たり200立方以上の林分について、20%の択伐を行う。また、その他広葉樹で観賞用樹種を被圧するものは適宜除伐する。

(以上)

「京都市近郊国有林野の取扱いについて」(昭和57年3月) における嵐山国有林の取扱方針 (概要)

1. 将来目標像

- ・ 主要な尾根筋にはアカマツ、中腹には広葉樹を主体にアカマツ、サクラも一部に配置する。風致景観上最も重要な中腹以下は、アカマツ、サクラ、カエデ、ケヤキ等を配置する。
- ・ 当面10年間は、防災対策として、土木手法により斜面の安定化を図る。その後10年間は、風致景観上の配慮から段階的に施業を実施。その後60年間をかけて、樹高15m程度のアカマツ林を育成する。

2. 留意すべき事項

(1) 林地保全と防災対策

- ・ 網張工、そだ覆工等の山腹工、階段状のダム及び床固め等の渓間工の設置など、土木的手法によって斜面の安定を図った後、上層の疎開を行いながら、下層植生を導入すべき。

(2) 森林保護対策

- ・ 台風等による風害対策として、除伐、つる切等の保育作業を適正に行うべき。
- ・ 松食い虫対策として、被害木の早期発見、早期伐倒駆除に努めるべき。

(3) 眺望山腹面の林相整備

- ・ 尾根は天然更新を原則として、アカマツの更新を目指すべき。一部の区域については、植栽による更新も実施。幼齢のアカマツ、サクラについては、除伐、つる切等の保育を実施すべき。
- ・ 中腹以下の斜面については、防災対策が完了後、伐採による下層植生の導入を図りながら、風致樹としてのアカマツ、サクラの導入も行うべき。
- ・ 直接眺望されない区域の天然林は、原則として、自然の推移に委ねるべき。
- ・ スギ、ヒノキの人工林は、大径材としての利用を目指すべき。その後は天然林化させるべき。

3. 技術的可能性

- ・ アカマツ、サクラは、林内が暗いことなどから、人工植栽を行わざるを得ない。
- ・ 人工植栽に当たっては、以下の点に留意。

- ・緩傾斜の土砂移動のない箇所を選んで行う
- ・植栽木の生育に必要な陽光量が得られるよう、1箇所当たり0.1haの伐採を確保する。
- ・アカマツの植栽は、松食い虫被害のおそれがあることから、当面行わない。
- ・サクラの植栽は、成績不良にも十分配慮しながら、当面、既往植栽地の保育に重点を置く。
- ・尾根筋では、アカマツの天然更新を計画する。周囲に高木が少ないことから、必要な陽光が得られ、地掻きを行えば天然更新は可能。

4．法令制限等への配慮

- ・嵐山国有林は、風致保安林、土砂流出防備保安林などに指定されていることから、施業方法は択伐としている。択伐は、群状択伐の場合、1箇所当たりの無立木地の面積は0.05ha未満とすることが定められている。
- ・従って、0.1haの伐採面を確保するため、0.05haの群状択伐を2～3年の間隔を置き、2回に分けて実施する方法を採用する。

5．施業計画

(1) 全体計画

- ・当面10年間は、治山対策、植生導入、景観対策として試験も兼ねて各種の事業を実行する。
- ・試験の成績等を踏まえ、その後の10年間で、保安林等の指定施業要件を変更することを前提に、積極的に下層植生の導入、景観対策を進める。
- ・その後の保育完了を20年として40年後に事業を完了する。

(2) 当面10年間の計画

- ・防災対策のうち土木的手法による山腹工、溪間工については、本計画期間中に概ね終了させる。
- ・植生導入については、地表面の比較的安定している箇所で、下層植生の乏しい箇所0.3haについて、試験的に上木の伐採を行い、植生導入を行う。伐採箇所へはサクラ等の風致樹を混植する。
- ・尾根筋でアカマツ母樹が散見される区域0.3haについて、地拵えによる天然更新を行う。
- ・アカマツ、サクラの幼齢林については、除伐及びつる切を行う。

(3) 防災、風致施業に対する理解と協力

- ・関係行政機関、地元、試験研究機関、一般観光客からの理解と協力を得る。

- ・これら全ての協力を集約するため、年1回程度、関係者の参加による嵐山の施業を植樹祭のような方法で実施する。

(以上)

「世界文化遺産貢献の森林（京都市内の国有林）」設定方針
（平成13年8月設定、平成20年1月改定）
（抄）

地域ごとの森林施業指針

4 嵐山国有林

（1）現況

景観的には、渡月橋からの、あるいは渡月橋を含む遠景での景観機能が極めて高い森林である。また、下部境界には多くの散策者が通行する道があるため、境界付近の近景も重要である。

斜面中腹から下部にかけては古くから、在来種であるカエデ類やヤマザクラを中心としたサクラ類などが植栽されてきた歴史があるが、斜面上部はアカマツを主とする天然林であった。

しかしながら、近年、植栽した落葉広葉樹に対するシカやサルによる被害の影響が著しく、これに加えて松くい虫被害によりアカマツ林が大きく後退しており、土壌も富栄養化しつつある。また、陽樹であるアカマツの成長に必要な陽光を得るための十分な空間を確保することは難しい状況にある。

（2）目標とする森林

在来種であるカエデ類、サクラ類等の落葉広葉樹と常緑針葉樹が混交した、色彩豊かな森林を造成する。

（3）留意すべき事項

アカマツの枯損が著しく、針葉樹の緑の色彩が乏しいこと、シカの食害等によって林床植生が消失している部分が見られること等から、色彩豊かな森林を造成するためには、将来的には、アカマツに加えて他の針葉樹の植栽を試みることも必要である。

また、林床の土砂の移動を防止するため、植栽等の造林手法に加えて土木工法等の治山技術も併せて行っていくこととする。

（4）具体的な森林施業

当面は、次の施業を引き続き実施するとともに、データの集積・整備を行い、嵐山国有林の長期的な整備目標の検討を行うこととする。

落葉広葉樹と常緑針葉樹が混交した色彩豊かな森林の造成

(陽光導入促進と耐陰性のある樹種等の植栽)

在来種であるサクラ類、カエデ類、ケヤキなどの植栽に当たっては、これらが生育するために必要な空間を長期間にわたって確保することが不可欠であり、植栽場所や植栽位置を適切に判断することが必要である。また、一定のまとまりをもった規模で小規模伐採をした後には、陽光の導入を促進するため、周辺の常緑広葉樹の除伐及び枝落しを行う。

アカマツは、嵐山の歴史的・文化的景観にとって重要な樹種ではあるが、 松くい虫被害、 土壌の富栄養化、 シカ等による獣害、 林内光環境の悪化が進んでいる現状では、地がきや除伐などの森林管理を十分に行わないと松林としての維持が難しくなっている。このため、アカマツの植栽に当たっては、抵抗性品種を尾根などの適地に植栽し、防鹿柵の設置、地がきや広葉樹の除伐などの十分な手入れを行っていくこととする。

また、アカマツの枯損により針葉樹特有の色彩が乏しくなっていることから、落葉広葉樹と常緑針葉樹が混交した色彩豊かな森林を造成するため、嵐山保勝会等地元関係者の意見を十分に踏まえた上で、将来的には、他の針葉樹の植栽も検討することとする。

なお、植栽樹種の選定に当たっては、生態学的、歴史的・文化的景観、地元関係者の合意形成等様々な観点から十分な検討を行うこととする。

関係研究機関との連携強化と試験研究成果の施業への反映

嵐山の風致施業については、森林総合研究所をはじめとする多くの試験研究機関が取り組んでいることから、これらの機関等との連携を密接にし、試験研究成果を施業（樹種の選定、植栽方法、土壌環境・光環境の管理方法）に的確に反映させていくとともに、施業の推進に当たっては、嵐山保勝会等地元関係者との共同推進体制の強化を図っていくこととする。

シカ及びサル被害防止対策

現在、防鹿柵の設置や個体防御型の対策が行われているが、必ずしも十分な効果が得られているとは言い難い状況にあり、このままでは、シカの食害により下層植生が失われ、山腹崩壊の危険性が高まっていくおそれがある。

このため、シカの食害調査等によりデータの収集整備を行うとともに、その結果を踏まえた対策等の効果的な実施場所や実施方法等について検討を進めていくこととする。

治山事業

林床植生が消失して土壌の移動が懸念されるため、森林の適正な管理等の造林的手法に加えて、土砂流出を防止するための治山事業を効果的に実施する。

なお、植栽を行う場合は、周囲の景観に配慮した樹種の選択を行うこととする。

(5) モニタリング

他地域と同様に、土壌の富栄養化が進むとともに、アカマツの成長に必要な陽光を得るための空間を得ることが難しい状況にある。

このため、モニタリングを兼ねた森林整備によりデータの集積整備を行い、嵐山の現状と課題を一般市民に対し広く情報提供を行うとともに、立地環境の分析に基づいた嵐山のあり方の検討を進めていくこととする。

(以上)

3 . 関連法令条文

森林法（昭和二十六年六月二十六日法律第二百四十九号）

（保安林における制限）

第三十四条 保安林においては、政令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければ、立木を伐採してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- 一 法令又はこれに基づく処分により伐採の義務のある者がその履行として伐採する場合
 - 二 次条第一項に規定する択伐による立木の伐採をする場合
 - 三 第三十四条の三第一項に規定する間伐のための立木の伐採をする場合
 - 四 第三十九条の四第一項の規定により地域森林計画に定められている森林施業の方法及び時期に関する事項に従つて立木の伐採をする場合
 - 五 森林所有者等が第四十九条第一項の許可を受けて伐採する場合
 - 六 第百八十八条第二項の規定に基づいて伐採する場合
 - 七 火災、風水害その他の非常災害に際し緊急の用に供する必要がある場合
 - 八 除伐する場合
 - 九 その他農林水産省令で定める場合
- 2 保安林においては、都道府県知事の許可を受けなければ、立竹を伐採し、立木を損傷し、家畜を放牧し、下草、落葉若しくは落枝を採取し、又は土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
- 一 法令又はこれに基づく処分によりこれらの行為をする義務のある者がその履行としてする場合
 - 二 森林所有者等が第四十九条第一項の許可を受けてする場合
 - 三 第百八十八条第二項の規定に基づいてする場合
 - 四 火災、風水害その他の非常災害に際し緊急の用に供する必要がある場合
 - 五 軽易な行為であつて農林水産省令で定めるものをする場合
 - 六 その他農林水産省令で定める場合
- 3 都道府県知事は、第一項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る伐採の方法が当該保安林に係る指定施業要件に適合するものであり、かつ、その申請（当該保安林に係る指定施業要件を定めるについて同一の単位とされている保安林又はその集団の立木について当該申請が二以上あるときは、これらの申請のすべて）につき同項の許可をしてもこれにより当該指定施業要件を定めるについて同一の単位とされている保安林又はその集団に係る立木の伐採が当該指定施業要件に定める伐採の限度を超えることとならないと認められるときは、これを許可しなければならない。

- 4 都道府県知事は、第一項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る伐採の方法が当該保安林に係る指定施業要件に適合するものであり、かつ、その申請（当該保安林に係る指定施業要件を定めるについて同一の単位とされている保安林又はその集団の立木について当該申請が二以上あるときは、これらの申請のすべて）につき同項の許可をするとすればこれにより当該指定施業要件を定めるについて同一の単位とされている保安林又はその集団に係る立木の伐採が当該指定施業要件に定める伐採の限度を超えることとなるが、その一部について同項の許可をするとすれば当該伐採の限度を超えることとならないと認められるときは、政令で定める基準に従い、当該伐採の限度まで、その申請に係る伐採の面積又は数量を縮減して、これを許可しなければならない。
- 5 都道府県知事は、第二項の許可の申請があつた場合には、その申請に係る行為がその保安林の指定の目的の達成に支障を及ぼすと認められる場合を除き、これを許可しなければならない。
- 6 第一項又は第二項の許可には、条件を付することができる。
- 7 前項の条件は、当該保安林の指定の目的を達成するために必要最小限度のものに限り、かつ、その許可を受けた者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。
- 8 第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る立木を伐採したときは、農林水産省令で定める手続に従い、その旨を、都道府県知事に届け出るとともに、その者が当該森林に係る森林所有者でないときは、当該森林所有者に通知しなければならない。
- 9 第一項第七号及び第二項第四号に掲げる場合に該当して当該行為をした者は、農林水産省令で定める手続に従い、都道府県知事に届出書を提出しなければならない。
- 10 都道府県知事は、第八項又は前項の規定により立木を伐採した旨の届出があつた場合（同項の規定による届出にあつては、第一項第七号に係るものに限る。）には、農林水産省令で定めるところにより、当該立木の所在地の属する市町村の長にその旨を通知しなければならない。ただし、当該伐採が、第十一条第四項の認定に係る森林施業計画（その変更につき第十二条第三項において準用する第十一条第四項の規定による認定があつたときは、その変更後のもの）の対象とする森林に係るものである場合は、この限りでない。

森林法施行規則（昭和二十六年八月一日農林省令第五十四号）

（立木の伐採の許可を要しない場合）

第二十二條の八 法第三十四條第一項第九号（法第四十四條において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める場合は、次のとおりとする。

- 一 国又は都道府県が保安施設事業、砂防法第一条の砂防工事又は地すべり等防止法による地すべり防止工事若しくはほた山崩壊防止工事を実施するため立木を伐採する場合
 - 二 法令又はこれに基づく処分により測量、実地調査又は施設の保守の支障となる立木を伐採する場合
 - 三 倒木又は枯死木を伐採する場合
 - 四 こうぞ、みつまたその他農林水産大臣が定めるかん木を伐採する場合
 - 五 法第三十四條第二項の規定による許可を受けて、当該保安林の機能に代替する機能を有する施設を設置し、又は当該施設を改良するため、あらかじめ都道府県知事に届け出たところに従つて立木を伐採する場合
 - 六 樹木又は林業種苗に損害を与える害虫、菌類及びバイラスであつて都道府県知事が指定するものを駆除し、又はそのまん延を防止するため、あらかじめ都道府県知事に届け出たところに従つて立木を伐採する場合
 - 七 林産物の搬出その他森林施業に必要な設備を設置するため、あらかじめ都道府県知事に届け出たところに従つて立木を伐採する場合
 - 八 その土地の占有者及びその立木の所有者の同意を得て土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第三条各号に掲げる事業のために必要な測量又は実地調査を行なう場合において、その支障となる立木を除去するため、あらかじめ都道府県知事に届け出たところに従つて立木を伐採する場合
 - 九 道路、鉄道、電線その他これらに準ずる設備又は住宅、学校その他の建築物に対し、著しく被害を与え、若しくは与えるおそれがあり、又は当該設備若しくは建築物の用途を著しく妨げている立木を緊急に除去するため、あらかじめ都道府県知事に届け出たところに従つて立木を伐採する場合
 - 十 国有林を管理する国の機関があらかじめ都道府県知事と協議するところに従い当該国有林の立木を伐採する場合
- 2 前項第五号から第九号までの規定による届出は、伐採をしようとする日の二週間前までに届出書（一通）を提出してしなければならない。
 - 3 前項の届出書には、図面を添えなければならない。

（立竹の伐採等の許可の申請）

第二十二條の九 法第三十四條第二項（法第四十四條において準用する場合を

含む。)の許可を受けようとする者は、申請書(二通)に図面を添え、都道府県知事に提出しなければならない。

(軽易な行為)

第二十二條の十 法第三十四條第二項第五号(法第四十四條において準用する場合を含む。)の農林水産省令で定める軽易な行為は、次のとおりとする。

- 一 造林又は保育のためにする地ごしらえ、下刈り、つる切り又は枝打ち
- 二 倒木又は枯死木の損傷
- 三 こうぞ、みつまたその他農林水産大臣が定めるかん木の損傷

(立竹の伐採等の許可を要しない場合)

第二十二條の十一 法第三十四條第二項第六号(法第四十四條において準用する場合を含む。)の農林水産省令で定める場合は、次のとおりとする。

- 一 国又は都道府県が保安施設事業、砂防法第一条の砂防工事又は地すべり等防止法による地すべり防止工事若しくはぼた山崩壊防止工事を実施するためする場合
 - 二 法令又はこれに基づく処分により測量、実地調査又は施設の保守のためする場合
 - 三 自家の生活の用に充てるため、あらかじめ都道府県知事に届け出たところに従つて下草、落葉又は落枝を採取する場合
 - 四 学術研究の目的に供するため、あらかじめ都道府県知事に届け出たところに従つて下草、落葉又は落枝を採取する場合
 - 五 国有林を管理する国の機関があらかじめ都道府県知事と協議するところに従い当該国有林の区域内においてする場合
- 2 前項第三号及び第四号の規定による届出は、行為をしようとする日の二週間前までに届出書(一通)を提出してしなければならない。
 - 3 前項の届出書には、図面を添えなければならない。

文化財保護法（昭和二十五年五月三十日法律第二百十四号）

第七章 史跡名勝天然記念物

（現状変更等の制限及び原状回復の命令）

第二百二十五条 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

第十二章 補則

第二節 国に関する特例

（国に関する特例）

第一百六十二条 国又は国の機関に対しこの法律の規定を適用する場合において、この節に特別の規定のあるときは、その規定による。

第一百六十八条 （略）

2 各省各庁の長以外の国の機関が、重要文化財又は史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、あらかじめ、文化庁長官の同意を求めなければならない。

文化財保護法施行令（昭和五十年九月九日政令第二百六十七号）

（都道府県又は市の教育委員会が処理する事務）

第五条（略）

4 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第一号イからトまで及びりに掲げる現状変更等が市の区域内において行われる場合、同号チに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が市の区域内に存する場合並びに同号ヌに規定する指定区域が市の区域内に存する場合にあつては、当該市の教育委員会）が行うこととする。

一 次に掲げる現状変更等（イからへまでに掲げるものにあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。）に係る法第百二十五条の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

イ 小規模建築物（階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が百二十平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。）で三月以内の期間を限つて設置されるものの新築、増築、改築又は除却

ロ 小規模建築物の新築、増築、改築又は除却（増築、改築又は除却にあつては、建築の日から五十年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。）であつて、指定に係る地域の面積が百五十ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号の第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域におけるもの

ハ 工作物（建築物を除く。以下このハにおいて同じ。）の設置、改修若しくは除却（改修又は除却にあつては、設置の日から五十年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）

ニ 法第百十五条第一項（法第百二十条及び第百七十二条第五項において準用する場合を含む。）に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置、改修又は除却

ホ 埋設されている電線、ガス管、水管又は下水道管の改修

ヘ 木竹の伐採（名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。）

ト 天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育又は当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着

- チ 天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け
- リ 天然記念物に指定された鳥類の巣で電柱に作られたもの（現に繁殖のために使用されているものを除く。）の除却
- ヌ イからリまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域（当該史跡名勝天然記念物の管理のための計画を都道府県の教育委員会（当該計画が町村の区域を対象とする場合に限る。）又は市の教育委員会（当該計画が市の区域を対象とする場合に限る。）が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。）における現状変更等
- 二 法第百三十条（法第百七十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第百三十一条の規定による調査及び調査のため必要な措置の施行（前号イからヌまでに掲げる現状変更等に係る法第百二十五条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。）
- 5 文化庁長官は、前項第一号ヌの規定による指定区域の指定をしたときは、その旨を官報で告示しなければならない。
- 6 第四項第一号ヌの管理のための計画に記載すべき事項は、文部科学省令で定める。
- 7 第一項本文、第二項本文、第三項及び第四項の場合においては、法の規定中これらの規定により都道府県又は市の教育委員会が行う事務に係る文化庁長官に関する規定は、都道府県又は市の教育委員会に関する規定として都道府県又は市の教育委員会に適用があるものとする。

特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則（昭和二十六年七月十三日文化財保護委員会規則第十号）

（許可の申請）

第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）
第二百五条第一項の規定による許可を受けようとする者（以下「許可申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を文化庁長官（法第八十四条第一項第二号 及び文化財保護法施行令（昭和五十年政令第二百六十七号。以下「令」という。）第五条第四項第一号の規定により当該許可を都道府県又は市の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市の教育委員会）に提出しなければならない。

- 一 史跡（特別史跡を含む。以下同じ。）名勝（特別名勝を含む。以下同じ。）
又は天然記念物（特別天然記念物を含む。以下同じ。）の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所
- 六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 七 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
- 八 許可申請者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
- 九 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）を必要とする理由
- 十 現状変更等の内容及び実施の方法
- 十一 現状変更等により生ずる物件の滅失若しくはき損又は景観の変化その他現状変更等が史跡、名勝又は天然記念物に及ぼす影響に関する事項
- 十二 現状変更等の着手及び終了の予定時期
- 十三 現状変更等に係る地域の地番
- 十四 現状変更等に係る工事その他の行為の施行者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
- 十五 その他参考となるべき事項

（許可申請書の添附書類等）

第二条 前条の許可申請書には、左に掲げる書類、図面及び写真を添えなければならない。

- 一 現状変更等の設計仕様書及び設計図

- 二 現状変更等に係る地域及びこれに関連する地域の地番及び地ぼうを表示した実測図
 - 三 現状変更等に係る地域のキヤビネ型写真
 - 四 現状変更等を必要とする理由を証するに足りる資料があるときは、その資料
 - 五 許可申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の承諾書
 - 六 許可申請者が権原に基く占有者以外の者であるときは、その占有者の承諾書
 - 七 管理団体がある場合において、許可申請者が管理団体以外の者であるときは、管理団体の意見書
 - 八 管理責任者がある場合において、許可申請者が管理責任者以外の者であるときは、管理責任者の意見書
 - 九 前条第二項の場合において、許可申請者が発掘担当者以外の者であるときは、発掘担当者の発掘担当承諾書
- 2 前項第二号の実測図及び同項第三号の写真には、現状変更等をしようとする箇所を表示しなければならない。

(終了の報告)

- 第三条 法第二百五条第一項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を文化庁長官（法第八十四条第一項第二号及び令第五条第四項第一号の規定により当該許可を都道府県又は市の教育委員会が行つた場合には、当該都道府県又は市の教育委員会）に報告するものとする。
- 2 前項の終了の報告には、その結果を示す写真又は見取図を添えるものとする。

(維持の措置の範囲)

- 第四条 法第二百五条第一項ただし書の規定により現状変更について許可を受けることを要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。
- 一 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。
 - 二 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。
 - 三 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部

分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

(国の機関による現状変更等)

第五条 各省各庁の長その他の国の機関が、史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等について、法第百六十八条第一項第一号又は第二項の規定による同意を求めようとする場合には第一条及び第二条の規定を、法第百六十八条第一項第一号又は第二項の規定による同意を受けた場合には第三条の規定を準用する。

2 法第百六十八条第三項で準用する法第百二十五条第一項ただし書の規定により現状変更について同意を求めることを要しない場合は、前条各号に掲げる場合とする。

(管理計画)

第六条 令第五条第四項第一号又の管理のための計画（以下「管理計画」という。）には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 管理計画を定めた教育委員会
- 五 史跡、名勝又は天然記念物の管理の状況
- 六 史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する基本方針
- 七 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等の許可の基準及びその適用区域
- 八 その他参考となるべき事項

2 管理計画には、史跡、名勝又は天然記念物の許可の基準の適用区域を示す図面を添えるものとする。

都市計画法（昭和四十三年六月十五日法律第百号）

第三節 風致地区内における建築等の規制

（建築等の規制）

第五十八条 風致地区内における建築物の建築、宅地の造成、木竹の伐採その他の行為については、政令で定める基準に従い、地方公共団体の条例で、都市の風致を維持するため必要な規制をすることができる。

風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令 (昭和四十四年十二月二十六日政令第三百十七号)

(趣旨)

第一条 風致地区内における建築物の建築、宅地の造成、木竹の伐採その他の行為の規制に係る条例の制定に関する基準に関しては、この政令の定めるところによる。

(地方公共団体の条例)

第二条 都市計画法第五十八条第一項の規定に基づく条例は、面積が十ヘクタール以上の風致地区に係るものにあつては都道府県（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下単に「指定都市」という。）の区域においては、指定都市）が、その他の風致地区に係るものにあつては市町村（都の特別区を含む。以下同じ。）が定めるものとする。

(行為の制限)

第三条 風致地区内においては、次に掲げる行為は、あらかじめ、面積が十ヘクタール以上の風致地区にあつては都道府県知事（指定都市、地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下単に「中核市」という。）及び同法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市（以下単に「特例市」という。）にあつては、それぞれその長。以下同じ。）その他の風致地区にあつては市町村の長の許可を受けなければならないものとする。ただし、都市計画事業の施行として行う行為、国、都道府県若しくは市町村又は当該都市計画施設を管理することとなる者が当該都市施設又は市街地開発事業に関する都市計画に適合して行う行為、非常災害のため必要な応急措置として行う行為及び通常管理行為、軽易な行為その他の行為で条例で定めるものについては、この限りでないものとする。

- 一 建築物の建築その他工作物の建設
- 二 建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）の色彩の変更
- 三 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更（以下「宅地の造成等」という。）
- 四 水面の埋立て又は干拓
- 五 木竹の伐採
- 六 土石の類の採取
- 七 屋外における土石、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和

四十五年法律第百三十七号) 第二条第一項 に規定する廃棄物をいう。以下同じ。) 又は再生資源(資源の有効な利用の促進に関する法律(平成三年法律第四十八号) 第二条第四項 に規定する再生資源をいう。以下同じ。)の堆積

八 前各号に掲げるもののほか、都市の風致の維持に影響を及ぼすおそれのあるものとして条例で定める行為

2 国、都道府県又は市町村(面積が十ヘクタール以上の風致地区にあつては、国、都道府県、指定都市、中核市、特例市又は地方自治法第二百五十二条の十七の二第一項の規定に基づきこの政令の規定により都道府県知事の権限に属する事務の全部を処理することとされた市町村。以下この項において「国等」と総称する。)の機関が行う行為については、前項の許可を受けることを要しないものとする。この場合において、当該国等の機関は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、面積が十ヘクタール以上の風致地区にあつては都道府県知事、その他の風致地区にあつては市町村の長に協議しなければならないものとする。

3 次に掲げる行為及びこれらに類する行為で都市の風致の維持に著しい支障を及ぼすおそれがないものとして条例で定めるものについては、第一項の許可を受け、又は前項の規定による協議をすることを要しないものとする。この場合において、これらの行為をしようとする者は、あらかじめ、面積が十ヘクタール以上の風致地区にあつては都道府県知事、その他の風致地区にあつては市町村の長にその旨を通知しなければならないものとする。

一 国土保全施設、水資源開発施設、道路交通、船舶交通若しくは航空機の航行の安全のため必要な施設、気象、海象、地象、洪水等の観測若しくは通報の用に供する施設、自然公園の保護若しくは利用のための施設若しくは都市公園若しくはその施設の設置若しくは管理に係る行為、土地改良事業若しくは地方公共団体若しくは農業等を営む者が組織する団体が行なう農業構造、林業構造若しくは漁業構造の改善に関する事業の施行に係る行為、重要文化財等の保存に係る行為又は鉱物の掘採に係る行為(都市の風致の維持上支障があると認めて条例で定めるものを除く。)

二 道路、鉄道若しくは軌道、国若しくは地方公共団体が行う通信業務、認定電気通信事業(電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号) 第二百二十条第一項 に規定する認定電気通信事業をいう。)、有線放送電話業務若しくは放送事業の用に供する線路若しくは空中線系(その支持物を含む。)、水道若しくは下水道又は電気工作物若しくはガス工作物の設置又は管理に係る行為(自動車専用道路以外の道路、駅、操車場、車庫及び発電の用に供する電気工作物の新設に係るものその他都市の風致の維持に著しい支障を及ぼす

おそれがあると認めて条例で定めるものを除く。)

(許可の基準)

第四条 都道府県知事又は市町村の長は、前条第一項各号に掲げる行為で次に定める基準(第一号イ、ロ若しくはハ又は第四号イ若しくはハ(1)に掲げる基準にあつては、周辺の土地の状況により風致の維持上これらの基準による必要がないと認められる場合を除く。)及びその他の都市の風致を維持するため必要なものとして条例で定める基準に適合するものについては、同項の許可をするものとする。

(略)

六 木竹の伐採のうち森林の皆伐については、伐採後の成林が確実であると認められるものであり、かつ、伐採区域の面積が一ヘクタールをこえないこと。

京都市風致地区条例（昭和45年4月9日条例第7号）

（趣旨）

第1条 この条例は、都市計画法第58条第1項の規定に基づき、本市の風致地区内における建築物(建築基準法第2条第1号に規定する建築物(塀及び同条第3号に規定する建築設備を除く。)をいう。以下同じ。)の建築、宅地の造成、木竹の伐採その他の行為の規制に関し必要な事項を定めるものとする。

（許可を要する行為）

第2条 風致地区内において、次に掲げる行為をしようとする者は、別に定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

- (1) 建築物その他の工作物(以下「建築物等」という。)の新築、改築、増築又は移転
- (2) 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更
- (3) 木竹の伐採
- (4) 土石の類の採取
- (5) 水面の埋立て又は干拓
- (6) 建築物等の色彩その他の意匠の変更
- (7) 物件の堆たい積

2 前項各号に掲げる行為で次に掲げるものについては、同項の規定にかかわらず、許可を受けることを要しない。

（略）

(8) 次に掲げる木竹の伐採

ア 間伐、枝打ち、整枝等木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採

イ 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採

ウ 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採

エ 仮植した木竹の伐採

オ 前各号、アからエまで、次号から第13号まで又は次条各号に掲げる行為のために必要な測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採

（略）

3 国若しくは地方公共団体の機関又は別に定める公共的団体(以下「国の機関等」という。)が行う行為については、第1項の規定による許可を受けることを要しない。この場合において、国の機関等は、その行為をしようとするときは、市長に協議しなければならない。

（許可の基準）

第5条 市長は、第2条第1項各号に掲げる行為で次に定める基準(次条第1項に規定する特別修景地域内にあつては、同条第2項の規定による強化又は緩和後の当該基準及び付加された基準)に適合しないものについては、第2条第1項の許可をしてはならない。

(略)

(6) 木竹の伐採については、次に掲げる要件に該当すること。

ア 次のいずれかに該当すること。

(ア) 第2条第1項第1号及び第2号に掲げる行為をするために必要な最少限度の木竹の伐採

(イ) 森林の択伐

(ウ) 伐採後の成林が確實であると認められる森林の皆伐で、伐採の区域の面積が1ヘクタール以下であるもの

(エ) 森林である土地の区域外における木竹の伐採

イ 伐採の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致を損なうおそれが少ないこと。

ウ 区域の面積が1ヘクタール以上である森林で、風致を維持するために特に重要であるとしてあらかじめ市長が指定したものの伐採(第2条第2項第8号に規定する木竹の伐採を除く。)を伴わないこと。

古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和四十一年一月十三日法律第一号）

（特別保存地区内における行為の制限）

第八条 特別保存地区内においては、次の各号に掲げる行為は、府県知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの、非常災害のため必要な応急措置として行なう行為及び当該特別保存地区に関する都市計画が定められた際すでに着手している行為については、この限りでない。

- 一 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築
 - 二 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更
 - 三 木竹の伐採
 - 四 土石の類の採取
 - 五 建築物その他の工作物の色彩の変更
 - 六 屋外広告物の表示又は掲出
 - 七 前各号に掲げるもののほか、歴史的風土の保存に影響を及ぼすおそれのある行為で政令で定めるもの
- 2 府県知事は、前項各号に掲げる行為で政令で定める基準に適合しないものについては、同項の許可をしてはならない。
- 3 前条の法律により、市町村の区域を区分して二以上の特別保存地区が定められたときは、前二項の政令は、その区分の目的に応じてそれぞれ特別保存地区ごとに定めることができる。
- 4 国土交通大臣は、第一項又は第二項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、あらかじめ社会資本整備審議会の意見を聴かなければならない。
- 5 第一項の許可には、歴史的風土を保存するため必要な限度において、期限その他の条件を附することができる。
- 6 府県知事は、歴史的風土の保存のため必要があると認めるときは、第一項の規定に違反し、又は前項の規定により許可に附せられた条件に違反した者に対して、その保存のため必要な限度において、原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。この場合において、当該命ぜられた行為を履行しない場合における代執行に関しては、行政代執行法（昭和二十三年法律第四十三号）の定めるところによる。
- 7 前項前段の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置（以下この項において「原状回復等」という。）を命じようとする場合において、過失がなく当該原状回復等を命ずべき者を確知することができないときは、府県

知事は、その者の負担において、当該原状回復等を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該原状回復等を行うべき旨及びその期限までに当該原状回復等を行わないときは、府県知事又はその命じた者若しくは委任した者が当該原状回復等を行うべき旨をあらかじめ公告しなければならない。

- 8 国の機関が行なう行為については、第一項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国の機関は、その行為をしようとするときは、あらかじめ府県知事に協議しなければならない。

古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法施行令（昭和四十一年十二月二十三日政令第三百八十四号）

（法第七条第一項 ただし書の政令で定める行為）

第三条 法第七条第一項 ただし書の政令で定める行為は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

（略）

四 次に掲げる木竹の伐採

- イ 枝打ち、整枝等木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採
- ロ 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採
- ハ 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採
- ニ 仮植した木竹の伐採
- ホ 建築物の敷地以外の土地にある独立木で、高さが十五メートルを超えず、かつ、一・五メートルの高さにおける幹の周囲が一・五メートルを超えないものの伐採
- ヘ 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採

（法第八条第一項 ただし書の政令で定める行為）

第五条 法第八条第一項 ただし書の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

（略）

三 第三条第四号に掲げる木竹の伐採

（略）

九 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為

（略）

ホ 農業、林業又は漁業を営むために行う行為。ただし、次に掲げる行為を除く。

- （１） 第三条第八号八（１）から（３）まで及び（５）に掲げるもの
- （２） 第二種歴史的風土保存地区（注：明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法（昭和五十五年法律第六十号）第三条第一項の規定による第二種歴史的風土保存地区）以外の特別保存地区にあつては、森林の択伐
- （３） 森林の皆伐又は森林でない竹林で府県知事が指定するものの皆伐
- （４） 第一種歴史的風土保存地区又は第二種歴史的風土保存地区にあつては、ビニルハウスその他の国土交通省令で定める工作物（建築物以外の工作物をいう。）でその高さが一・五メートルを超えるもの

の新築、改築又は増築

(特別保存地区内の行為の許可基準)

第六条 法第八条第二項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

(略)

八 木竹の伐採については、当該木竹の伐採が、次のいずれかに該当し、かつ、伐採の行われる土地及びその周辺の土地の区域における歴史的風土を損なうおそれが少ないこと。

イ 森林の択伐

ロ 伐採後の成林が確実であると認められる森林の皆伐で、伐採区域の面積が第二種歴史的風土保存地区以外の特別保存地区にあつては一ヘクタール（人工林が相当部分を占める森林で、府県知事が歴史的風土を維持保存する上で必要と認めて指定するものにあつては、一ヘクタールを超え五ヘクタール以下の範囲内で府県知事が指定する面積）以下、第二種歴史的風土保存地区にあつては五ヘクタール以下のもの

ハ 前号に掲げる土地の形質の変更のために必要な最小限度の木竹の伐採で、森林である土地の区域において行うもの

ニ 森林である土地の区域外における木竹の伐採